

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

項目	当院の状況
看護師配置人数について	当院は、急性期一般入院料1を届出しております。日勤帯は入院患者7人に対して1人以上、夜勤帯は入院患者12人に対して1人以上の看護師を配置しております。
後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について	当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の取り組み（患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資する）のもと、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用・使用しております。有効成分が同一の医薬品の供給が困難な場合は、治療計画を見直す等の対応をしますので、その際は患者さんにもご説明いたします。
一般処方名の使用について	当院の外来処方せんでは、安定的に医薬品提供する観点から、有効成分が同一であれば製薬メーカーを特定しない「一般名処方」という柔軟性の高い形式を導入しています。一般処方名の使用について、ご不明な点がございましたら、当院職員へお尋ねください。
健康保険証としてのマイナンバーカードの利用について	当院は、オンライン資格確認システムを導入しておりマイナンバーカードを健康保険証として利用できます。 また、患者さんが同意をすれば、医療機関が過去の特定健診結果や薬剤情報を閲覧することが可能となり、診療に活用することができます。
外来腫瘍化学療法診療料について	当院では、専任の医師、看護師、薬剤師を常時配置しており、本診療料を算定している患者さんから、電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を設けています。急変時等の緊急時には、各専門領域との迅速な連携によるチーム医療での対応を行っており、実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性についても委員会で評価、承認を実施しています。

医科点数表第2章第10部手術 の通則の5及び6に掲げる手術 (2024年実績)	手術の通則の5及び6に掲げる手術 (2024年1月～12月)																																																		
	<table><tr><th>区分</th><th>術式</th><th>件数</th></tr><tr><td rowspan="5">区分1 ア</td><td>頭蓋内腫瘍摘出術等</td><td></td></tr><tr><td>黄斑下手術等</td><td></td></tr><tr><td>鼓室形成手術等</td><td></td></tr><tr><td>肺悪性腫瘍手術等</td><td></td></tr><tr><td>経皮的カテーテル心筋焼灼術</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">区分2 ア</td><td>靱帯断裂形成手術等</td><td>138</td></tr><tr><td>水頭症手術等</td><td></td></tr><tr><td>鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等</td><td></td></tr><tr><td>尿道形成手術等</td><td>1</td></tr><tr><td>角膜移植術</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">区分3 ア</td><td>肝切除術等</td><td></td></tr><tr><td>子宮附属器悪性腫瘍手術等</td><td></td></tr><tr><td>上顎骨形成術等</td><td></td></tr><tr><td>上顎骨悪性腫瘍手術等</td><td></td></tr><tr><td>パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">区分4</td><td>母指化手術等</td><td></td></tr><tr><td>内反足手術等</td><td></td></tr><tr><td>食道切除再建術等</td><td></td></tr><tr><td>同種死体腎移植術等</td><td></td></tr><tr><td>区分4に分類される手術</td><td>217</td></tr><tr><td colspan="2">その他の区分に分類される手術</td><td>172</td></tr></table>		区分	術式	件数	区分1 ア	頭蓋内腫瘍摘出術等		黄斑下手術等		鼓室形成手術等		肺悪性腫瘍手術等		経皮的カテーテル心筋焼灼術		区分2 ア	靱帯断裂形成手術等	138	水頭症手術等		鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等		尿道形成手術等	1	角膜移植術		区分3 ア	肝切除術等		子宮附属器悪性腫瘍手術等		上顎骨形成術等		上顎骨悪性腫瘍手術等		パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)		区分4	母指化手術等		内反足手術等		食道切除再建術等		同種死体腎移植術等		区分4に分類される手術	217	その他の区分に分類される手術	
区分	術式	件数																																																	
区分1 ア	頭蓋内腫瘍摘出術等																																																		
	黄斑下手術等																																																		
	鼓室形成手術等																																																		
	肺悪性腫瘍手術等																																																		
	経皮的カテーテル心筋焼灼術																																																		
区分2 ア	靱帯断裂形成手術等	138																																																	
	水頭症手術等																																																		
	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等																																																		
	尿道形成手術等	1																																																	
	角膜移植術																																																		
区分3 ア	肝切除術等																																																		
	子宮附属器悪性腫瘍手術等																																																		
	上顎骨形成術等																																																		
	上顎骨悪性腫瘍手術等																																																		
	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)																																																		
区分4	母指化手術等																																																		
	内反足手術等																																																		
	食道切除再建術等																																																		
	同種死体腎移植術等																																																		
	区分4に分類される手術	217																																																	
その他の区分に分類される手術		172																																																	
入院時の食事療養の標準負担 額について	令和7年4月1日より																																																		
	<table><tr><td colspan="2">対象者</td><td>負担額 (1食あたり)</td></tr><tr><td colspan="2">住民税課税世帯の人[下記以外の方]</td><td>510円</td></tr><tr><td colspan="2">小児慢性特定疾病児童等・指定難病患者</td><td>300円</td></tr><tr><td rowspan="2">住民税非課税世帯・低所得 2</td><td>過去1年間の入院期間が90日以内</td><td>240円</td></tr><tr><td>過去1年間の入院期間が90日超</td><td>190円</td></tr><tr><td colspan="2">低所得1</td><td>110円</td></tr></table>		対象者		負担額 (1食あたり)	住民税課税世帯の人[下記以外の方]		510円	小児慢性特定疾病児童等・指定難病患者		300円	住民税非課税世帯・低所得 2	過去1年間の入院期間が90日以内	240円	過去1年間の入院期間が90日超	190円	低所得1		110円																																
対象者		負担額 (1食あたり)																																																	
住民税課税世帯の人[下記以外の方]		510円																																																	
小児慢性特定疾病児童等・指定難病患者		300円																																																	
住民税非課税世帯・低所得 2	過去1年間の入院期間が90日以内	240円																																																	
	過去1年間の入院期間が90日超	190円																																																	
低所得1		110円																																																	

療養の給付と直接関係ないサービス等 保険外負担に関する事項

下記の項目について、使用量や利用回数に応じた自己負担をお願いいたします。

(厚生労働大臣が定める通知「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱い」に則り掲示しています)

(1) 日常生活上のサービスに係る費用

項目	金額（税込み）	
浴衣型	1枚	150円
甚平型（上衣）	1枚	100円
甚平型（ズボン）	1枚	100円
洗濯器	1回	100円
乾燥器	1回	100円
洗濯依頼	1ネット	500円
テレビカード	1枚	1,000円

(2) 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用

項目	金額（税込み）
診断書・証明書（本院所定のもの又は簡単なもの）	3,300円
診断書（外国語のもの又は診療内容をともなう複雑なもの）	7,700円
死亡診断書	4,400円
死亡診断書（同時追加発行）	2,200円
死亡診断書（再発行）	2,200円
死体検案書	16,500円
第三者傷害・交通事故診断書	5,500円
自賠責用診断書	13,200円
自賠責用明細書	13,200円
自賠責用後遺症診断書	13,200円
傷病保険診断書（生命保険受給診断書等）	7,700円
保険会社・調査センターよりの問合せに対する回答書（口頭の場合も含む）	7,700円
自賠責調査事務所よりの問合せに対する回答書（口頭の場合も含む）	13,200円
北九州市交通事故共済保険診断書	1,650円
裁判所よりの問合せに対する回答書	5,500円
検察庁・警察・裁判所・弁護士関係診断書	11,000円
身体障害者診断書	7,700円
厚生年金・国民年金診断書	7,700円
入院証明書	2,200円
退院証明書	1,100円
在院証明書	1,100円
通院証明書（本院所定のもの）	2,200円
通院証明書（本院所定のものを除く）	7,700円
受診状況等証明書	7,700円
妊娠証明書	2,200円
出産証明書	2,200円
出生（届）	4,400円
死産（届）	4,400円
治療費証明書	1,100円
身体検査書	2,200円
診断書（福岡県公安委員会提出用）	5,500円
肝炎治療医療費助成制度診断書	5,500円

臨床調査個人票（指定難病）	5,500円
小児慢性特定疾病医療意見書	5,500円
通院医療公費負担用診断書	5,500円
精神障害者保険福祉手帳診断書（単独・同時）	7,700円
義肢・装具交付（修理）意見書	3,300円
補装具適合意見書	3,300円
日常生活用具給付意見書	3,300円

（３）診療報酬点数表上実費徴収が可能なものとして明記されている費用

なし

（４）医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用

項目	金額（税込み）	
五種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブ）		20,702円
四種混合（DPT+IPV）（ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ）		14,157円
二種混合（DT）（ジフテリア・破傷風）		5,720円
麻疹（はしか）		9,361円
風疹		8,800円
麻疹・風疹（MR）		14,300円
A型肝炎		11,000円
B型肝炎（ビームゲン）	6歳未満	10,340円
	6～10歳未満	8,470円
	10歳以上	8,910円
BCG		7,788円
ヒブ		9,174円
狂犬病（ラビピュール）		13,706円
破傷風		6,050円
带状疱疹（シングリックス）※2回接種		（1回あたり）22,000円
RSウイルスワクチン（アレックスビー筋注）		24,442円
髄膜炎菌ワクチン（メナクトラ筋注）		22,616円
おたふくかぜ	6歳未満	10,780円
	6歳以上	8,800円
水痘（水ぼうそう）	6歳未満	12,650円
	6歳以上	10,780円
インフルエンザ	6ヶ月～3歳未満	4,500円
	3歳以上	5,300円
日本脳炎		8,910円
肺炎球菌	ニューモバックス	11,000円
	プレベナー	12,540円
	バクニューバンス	12,562円
ロタウイルス	ロタテック(3回接種)	（1回あたり）11,737円
	ロタリックス(2回接種)	（1回あたり）16,500円
子宮頸がんワクチン （HPVワクチン） ※3回接種	サーバリックス	（1回あたり）17,600円
	ガーダシル	（1回あたり）17,600円
	シルガード9	（1回あたり）30,371円
不活化ポリオワクチン（イモバックスポリオ）		11,418円
インフルエンザ（フルミスト点鼻薬）		9,000円
コロナウイルスワクチン（コミナティ筋注 12歳以上）		15,300円
コロナウイルスワクチン（ダイチロナ筋注）		15,300円
乳幼児健診料金（1ヶ月、4ヶ月、7ヶ月、1歳6ヶ月、3歳）		6,897円

(5) その他

項目	金額（税込み）	
PRP療法	1箇所	55,000円
PFC-FD療法	1回	198,000円
巻き爪治療 ※治療箇所によって料金が異なります。	初回	8,670円～
	2回目以降	6,310円～
円形脱毛症 SADBE 療法	初回（感作）	1,100円
	2回目以降	1,100円
ケミカルピーリング	1回	10,000円
ブライダルチェック 基本コース（問診、血液検査、尿検査等）		16,660円
ブライダルチェック オプション	子宮頸がん検診	3,300円
	超音波検査	5,830円
	淋菌・クラミジア検査	6,580円
	HPV検査	6,050円
	末梢血液	2,380円
	生化学検査	3,590円